

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

September 2020



EY Taiwan JBS NEWS LETTER

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ 前書き

本稿では、会社の決算(会計)と監査についてフォーカスをあてています。決算はどのようなルールに基づいて行うべきものなのかについて、基本的なポイントをご紹介します。

また、決算の前提となる会計には、その結果について第三者による監査の要否という問題も付いて回ることが多くなります。本稿では台湾において要求される監査の種類や、監査を受ける義務が生じる要件についてもご説明します。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 会計制度の概要と台湾の会計制度
- ▶ 日本の親会社への報告、及び台湾の会計ルールとIFRSとの差異について
- ▶ 台湾における監査制度

会計制度

① 会計とは？

会計という言葉は多くの意味で用いられています。企業財務において会計という言葉がどのような意味で用いられているか、簡単に整理してみます。

用語	目的(具体的な例)
管理会計	経営管理に資する情報を提供することを目的とした会計 (月次決算など)
財務会計	株主や債権者といった企業の利害関係者に対して、財政状態計算書などの財務諸表の作成を通じて企業の実態を報告することを目的とした会計 (財務諸表や決算短信など)
税務会計	税務当局に対して税金を納付するために、課税所得や法人税の金額を計算することを目的とした会計 (税務当局に提出する申告書など)

注)本稿では触れませんが、財務会計と税務会計は、その目的が異なるために計算ルールが異なります。

本稿では、これらのうち、財務会計のルールについてご紹介します。

② 会計ルールをめぐる国際的な潮流

台湾における財務会計のルールを紹介する前に、まずは国際的な潮流を概観してみたいと思います。

そもそも財務会計のルールは、各国においてそれぞれの歴史や実務から生まれ、異なったルールとして整備されてきました。しかし資本市場のグローバル化が進むにつれ、各国のルールが異なることにより、投資家をはじめとする企業の利害関係者が企業の業績や財政状態などを評価する際に、他国の企業と比較することが容易にはできないという問題が生じました。企業にとっても、他国の資本市場において資金調達をしようと考えた際にはより多くの負担を抱えることとなります。

そのため、世界各国の会計ルールを共通のものとしようとする動きが強まります。2005年には、EUが域内の市場に上場する企業に対してIFRSに基づく連結財務諸表の作成を義務付け、それ以降、世界各国でIFRSの導入が進められています。強制適用だけでなく任意適用が認められている国なども含めると、166の国と地域においてすでに導入されています (IASB調べ、2020年9月2日現在)。

③ 台湾における財務会計のルール

台湾における財務会計のルールは下記の体系に従い整備されています。



台湾においては、台湾版国際会計基準(T-IFRS)と、企業会計準則公報(EAS)の2種類の会計基準が用意されています。

台湾版IFRS(T-IFRS)	企業会計準則公報(EAS)
<ul style="list-style-type: none"> 上場会社、公開発行会社が適用 非公開発行会社は任意適用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開発行会社のみ適用可能 ⇒IFRSに準じているが、非公開会社向 けにアレンジされている。IFRSと比較し て、一部規定の削除・緩和などの調整 がされている。

いずれにしても、前述のIFRSをベースとした会計基準が採用されています。



親会社への報告と日本基準における要求

① 親会社への報告

日本における主な会計基準として日本基準がありますが、上場企業はIFRSを任意で適用することも可能です。

日本での上場企業のうちグループ会社を持つ企業は、海外のグループ会社を含めた企業グループ全体の財務諸表である連結財務諸表を作成する必要があります。そのため海外のグループ会社は、連結財務諸表作成のための決算数値の報告(一般的に「連結パッケージ」と呼ばれます)が必要となります。

日本基準においては、「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取り扱い」(実務対応報告第18号)により、日本の親会社が連結財務諸表を作成するにあたり、在外子会社がどのようなルールに従って会計処理を行うべきかについて定めています。実務対応報告18号が定める内容のポイントは以下の通りです。

実務対応報告第18号のポイント	
原則	親会社と子会社の会計方針は一致させる
緩和	在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準(IFRS)、または米国会計基準に準拠していれば、一部の例外規定を除きそのまま利用することができる。

なお、IFRSでは、同様の性質の取引について統一した取り扱いとすることを要求しているため、IFRSに基づいた報告を必要となります。

② EASとIFRSとの主要な差異

前述のとおり、EASはIFRSに準じたルールとはなっていますが、いくつかの点でIFRSとは異なります。したがってEASに従って決算を行っている場合には、EASとIFRSとの相違点について調整したうえで決算数値を本社へ報告することが必要になります。

EASとIFRSとの差異のうち、連結パッケージの作成にあたりよく議論される項目としては下記のようなものがあります。

	国際会計基準(IFRS)	企業会計準則公報(EAS)
のれん、耐用年数を確定できない無形資産の償却または減損について	償却をせず、定期的に減損テストにより評価する。	EAS 18の規定によって以下のいずれかの方法により処理をする <ul style="list-style-type: none"> 合理的かつ規則的な方法により各期に償却する(15年を超えてはならない)。 償却をせず、定期的に減損テストにより評価する。
未処分利益に対する追加課税の費用認識時点	課税対象の所得が発生した年度にその費用見積もり額を法人税費用として計上する。	株主総会の利益配当決議による確定額を、決議が行われた年度の法人税費用として認識する(IFRSに比して認識時点が遅い)。
退職金(確定給付型)	数理計算により負債または費用を評価する。	EAS以前の会計基準から継続適用していることを条件として、数理計算に基づく負債または費用を評価しない処理を選択できる。 それ以外の場合、数理計算により負債または費用を評価する。
新基準の導入 IFRS 9,15,16	IFRS 9,15:2018年度より適用 IFRS 16:2019年度より適用	未適用(2013年以前のIFRSの規定を基礎とした処理)

台灣の監査制度

最後に、台湾における監査制度についてご紹介します。

① 財務監査と税務監査

	財務監査	税務監査
目的	財務諸表についての監査を行い、監査報告書において財務諸表の適正性に対する意見を表明するもの	所得税法に基づき作成された申告書が所得税法他の税法に従って正しく作成されているか否かを報告するもの
監査が義務付けられる会社	① 資本金が新台幣3,000万元以上 ② 金融機関からの借入や保証が新台幣3,000万元以上 ③ 年間の営業収入が新台幣1億元以上 ④ 労働保険に加入している従業員が100人以上	① 年間の収入総額(営業収入の他、営業外収入も含む)が新台幣1億元以上 ② 銀行や保険会社等 ③ 株式公開発行会社 ④ 法令により法人税の優遇を受けている会社で、年間収入総額が新台幣5,000万元以上の会社 ⑤ 特定の法律に基づく連結納税申告会社

税務監査を受けている場合、会社に主に以下のようなメリットが与えられます。そのため、上記の要件を満たしていないなくても、任意で税務監査を受ける会社も多くあります。

- ・過年度の欠損金を課税所得から控除可能(10年間)
- ・税務調査時に会計士が税務当局の質問対応などを行う
- ・交際費の損金算入限度額が拡大する

② その他の監査制度

その他にも台湾において「監査」と呼ばれる制度があります。ここではそのいくつかを紹介します。

1. 登記申請時の監査

会社法第7条において、会社の設立申請登記、資本金額の登記を行う場合及び資本金額の登記変更を行う場合には、資本金額または増資金額について公認会計士による監査を受ける必要があります。

2. 現金以外の財産による資本金の払い戻しの監査

会社が資本を減少する際に、株主に対して現金以外の財産により払込を返還する場合には、その財産の価値について公認会計士の監査を受ける必要があります。

3. 固定資産あるいは商品棚卸差損・除却の監査

固定資産の早期除却、商品棚卸差損及び商品廃棄に関して税務上の損金として算入するためには、税務署担当者による立会いの他、単独で公認会計士に監査を委託することにより、事実認定に利用することが可能となっています。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

JBS

山崎隆浩 副総経理
02 2757 8888 # 88880
Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com

橋本純也 協理
02 2757 8888 # 66458
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理
02 2757 8888 # 66525
Masato.Horii@tw.ey.com

EY 安永

Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー・アンド・トランザクションおよびコンサルティングなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していくます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/taiwanをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young
All Rights Reserved.

APAC No. 14005445
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務、法律及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/taiwan

